

少量新規の申出に 不備が多発 しています



製造・輸入予定の化学物質を
公示物質と思い込んでいませんか？



化学物質の名称と構造式は
ありますか？



製造・輸入数量は確認数量を
超過していませんか？

化審法の少量新規の申出に関する違反があった場合、
1年以下の懲役 若しくは **5000万円以下***の罰金
が科せられる場合があります。

※法人の場合

問い合わせ先 ▶▶ 環境省 総合環境政策局 環境保健部 環境保健企画管理課 化学物質審査室
TEL:03-5521-8253 FAX:03-3581-3370 E-mail:chem@env.go.jp